

「エフエムきつき」放送番組の編集の基準

基本方針

当社は、放送エリアおよび隣接周辺地域の公共福祉、産業、経済、文化の向上発展に貢献し、平和で豊かな地域社会の実現に寄与することを使命とする。この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を確保し、法と秩序を尊重して社会の信頼に応えるよう努力する。

放送番組の編集にあたっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など、放送の持つ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の推進
- 児童及び青少年に与える影響
- 節度を守り、真実を伝える広告

なお、個々の番組の企画、制作、実施にあたっては、「日本民間放送連盟放送基準」を遵守することを放送番組の基本方針とする。

一般基準

1.人権の尊重

基本的人権を尊重する。人命を軽視するような扱いはしない。個人・団体の名誉やプライバシーを尊重する。人権、性別、職業、境遇、信条等による差別的な取り扱いをしない。

2.法と政治

法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。国、国の機関の権威を傷付けるような扱いはしない。人権、民族、国民に関する事項を取扱うときは、その感情を尊重する。政治に関しては、公平な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。

3.児童・青少年への配慮

児童及び青少年への人格形成に対する影響に配慮し、豊かで文化的な生活につながる健全な娯楽と正しい知識や情報の提供に努める。法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することはしない。

4.家庭と社会

家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。公序良俗に反するような思想を肯定的に取り扱わない。公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせ、模倣の気持ちを起こさせるような取り扱いをしない。

5.教育・教養

教育番組は、学校、家庭向けを問わず社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。教育番組は、形式や表現にとらわれず聴取者が生活知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

6.報道の責任

ニュース報道は、すべての干渉を排し、事実を客観的に且つ性格、公平に取扱う。ニュース報道は、個人の自由を侵したり名誉を傷つけたりしないように注意する。取材、編集に当たっては、一方に偏るなど誤解を与えないように注意する。

7.宗教

信仰の自由、宗派の立場を尊重し、宗派を中傷・誹謗する言動は、扱わない。宗教のための布教、寄付の募集等は、取り扱わない。

8.表現上の考慮

放送内容は、放送時刻に応じて聴取者の生活状況を考慮し、不快な感じを与えないように注意する。放送に用いる言葉は、正しく、わかりやすい表現とし、聴取者に不快な感じを与えないように努める。人心に動揺や不安を与える恐れのある内容のものは慎重に取り扱う。不快な感じを与えるような下品、卑猥な表現は避ける。病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現するときは、聴取者に嫌悪感を与えないようにする。

9.暴力表現

暴力行為は、その目的の如何を問わず否定的に取り扱う。暴力行為の表現は、最小限に止める。

1 0． 犯罪表現

犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いすることはしない。犯罪の手口を表現するときは、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。容疑者の逮捕、尋問の方法、訴訟の手続きや法廷の場面などを扱うときは、正しく表現するように注意する。

1 1． 性表現

性に関する事柄は、聴取者に困惑、嫌悪感を抱かせないように注意する。性衛生、性病に関しては、医学上、衛生上、教育上必要な場合の他は扱わない。

1 2． 広告の責任

広告は、わかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。広告は、関係法令などに反するものであってはならない。広告は、健全な社会生活、良い習慣を害するものであってはならない。

1 3． 広告の取扱・表現

広告の放送は、広告放送である事を明らかにしなければならない。広告内容は、広告主の名称、商品、品名、商標、標語、企業形態、企業内容とする。広告は、児童の射幸心、購買欲を過度にそそらないようにする。広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。 権利関係や取引の実態が不明確なものは、取り扱わない。特性を発揮し内容の充実につとめる。

2025 年 8 月

杵築市総合振興センター ケーブルテレビ事業部
(エフエムきつき)